

出水市高齢者サービスのしおり

【福祉・介護・保健・医療・障がい】



令和3年10月発行

出水市地域包括支援センター
(出水市いきいき長寿課内)

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えるため、全国の市町村に設置されています。

本市では、いきいき長寿課内に設置し、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門の職員が中心となって、高齢者の皆さんの介護予防や日常生活の相談をはじめとする様々なお手伝いをします。

<地域包括支援センターの役割>

皆さんの今の状態に合わせた介護予防の支援をします。

安心して暮らせるために高齢者の皆さんの権利を守ります。

**地域包括支援センターでは、
保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが
連携して、高齢者の皆様を支援します。**

介護に関する相談や心配ごと、健康や福祉、医療や生活に関すること何でも相談を受けます。

皆さんを支える地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、地域のネットワーク作りをします。

まずは、介護予防から・・・

何歳になっても、自分らしくいきいきと暮らしていきましょう。

「年をとったら、心身の機能が低下するのは仕方ない」と思っていないですか？

介護予防とは

- ① 要介護状態にならないようにすること。
- ② 要介護状態になってもそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）こと。

高齢者がいきいきと暮らせる出水市を目指して

地域包括支援センターでは、「地域の中で高齢者が自分らしくいきいき生活できる」ためのお手伝いをしたいと考えています。一人一人が自分に合った介護予防に取り組むとともに、地域のみんなで楽しく活動できるよう一緒に考えていきましょう。

困った時のご相談は、地域包括支援センター
または、お近くの在宅介護支援センターへ

出水市地域包括支援センター（本庁いきいき長寿課内）

電話 63-4053

（高尾野支所）

電話 82-5422

在宅介護支援センター

出水地区センター（ニューライフいずみ内）

電話 63-2810

在宅介護支援センター

東出水センター（太田原住宅自治公民館内）

電話 63-4581

在宅介護支援センター

米ノ津センター（出水総合医療センター内）

電話 67-4822

在宅介護支援センター

野田の郷（特別養護老人ホーム野田の郷内）

電話 84-2998

1 福祉サービス

(1)	すこやか入浴券交付事業	1
(2)	敬老バス乗車券交付事業	1
(3)	長寿祝金支給事業	1
(4)	敬老の日行事	2
(5)	給食サービス事業	2
(6)	通話式インターホン給付事業	2
(7)	ショートステイ事業	2~3
(8)	日常生活用具給付等事業	3
(9)	耐震用具給付事業	3~4
(10)	紙おむつ支給事業	4
(11)	介護手当支給事業	4
(12)	緊急通報体制整備事業	4~5
(13)	住宅改造助成事業	5
(14)	老人保護措置事業	5~6
(15)	福祉バス	6
(16)	老人クラブ助成事業	6
(17)	シルバー人材センター運営事業	6
(18)	高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業	7
(19)	高齢者元気度アップ・ポイント事業	7
(20)	介護人材確保ポイント事業	7

2 介護保険サービス

(1)	介護保険制度とは	8
(2)	介護保険料	9~10
(3)	申請からサービスを受けるまでの流れ	10~12
(4)	介護保険サービス	12~14
(5)	利用者負担	14~15
(6)	利用者負担の軽減	16~18
(7)	総合事業サービス	18~20
(8)	理容・美容サービス	21
(9)	家族介護者交流事業	21
(10)	徘徊高齢者対策事業	21

3 保健サービス

(1)	健康ファイルの交付	22
(2)	からだ♡こころの健康相談	22
(3)	生活習慣病予防のための検診	22~23
(4)	介護予防のための地区組織活動支援	23

- (5) 訪問指導23
- (6) 健康教育23

4 医療サービス

- (1) 後期高齢者医療制度24~28
- (2) 長寿健診（健康診査）28
- (3) 特定健診28
- (4) はり・きゅう施術料助成28
- (5) 高齢受給者証28

5 相談

- (1) 高齢者訪問員設置事業29
- (2) 地域見守りネットワーク支援事業29
- (3) 成年後見制度29
- (4) 心配ごと相談29~30
- (5) 食生活改善推進員30
- (6) 保健推進員30
- (7) 消費生活相談30

6 介護予防

- (1) 介護予防対象者把握事業31
- (2) 介護予防教室・相談31
- (3) とびだせ広がり笑顔塾31
- (4) 出水こけん塾31
- (5) ねおらんど体操31
- (6) 認知症サポーター養成講座32
- (7) 認知症地域支援推進員32
- (8) 認知症初期集中支援チーム32
- (9) あたまの健康チェック32
- (10) 資料 出水市認知症ケアガイドライン33~41

7 障がい福祉サービス

- (1) 各手帳について42
- (2) 医療費に関する制度42~43
- (3) 公共交通機関・公共料金などの割引・助成43~44
- (4) 自動車に関する制度44
- (5) 特別障害者手当45
- (6) 用具等の給付45~46
- (7) 障害者福祉サービス46~47

- 資料 市内介護保険サービス提供事業所一覧48~53

1 福祉サービス

問い合わせ先

本庁	いきいき長寿課	高齢者支援係	電話	63-4046
高尾野支所	総合市民課		電話	82-5416
野田支所	総合市民課		電話	84-4814

(1) すこやか入浴券交付事業

- ① 事業内容 高齢者の健康増進及び福祉の向上を図るため入浴券を交付します。
- ② 対象者 75歳以上の方
- ③ 交付枚数 年間24枚（1枚150円の入浴補助券となります）
- ④ 利用浴場 白木川内温泉旭屋旅館、白木川内温泉山荘、湯川内温泉、ホテルキング、つる乃湯、もみじ温泉、針原温泉、舞鶴温泉、桃晃温泉、千宝の湯、十三奉行温泉、ぬくもりの湯、ひかりの郷、源光温泉

(2) 敬老バス乗車券交付事業

- ① 事業内容 敬老バス乗車券として、年間3,000円分を交付します。
- ② 対象者 70歳以上の方

(3) 長寿祝金支給事業

- ① 事業内容 高齢者の長寿を祝福するとともに敬意を表し、長寿祝金を支給します。
- ② 対象者 90歳到達者、95歳到達者、100歳、及び105歳の方で、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている方。

③ 支給金額

区 分	支 給 金 額
90歳到達者	年 額 20,000円
95歳到達者	年 額 30,000円
100歳	年 額 50,000円
105歳	年 額 100,000円

※ 年齢は満年齢です。

- ④ 支給方法 90、95歳到達の方には、誕生月の翌月に民生委員さんを通して、また、100歳、105歳の方には、誕生月に本人又は家族に手渡します。

(4) 敬老の日行事

敬老月間（9月）に90歳以上の方に記念品を、男女各最高齢の方にお祝金を贈ります。
90歳到達者については、希望により記念写真の撮影、市長訪問を行います。

※ 記念写真の撮影及び市長訪問については、前年10月から当年9月までの間に90歳に到達される方が対象であり、毎年6月頃に希望調査を実施します。

(5) 給食サービス事業

- ① 事業内容 在宅で虚弱な高齢者の健康で自立した生活を支援するために、配食を行います。
- ② 対象者 ア おおむね65歳以上の虚弱高齢者のみの世帯に属する方
イ 身体障害者手帳又は療育手帳を所持している調理が困難な方
- ③ 配食回数等 1日2食（昼食、夕食）以内
- ④ 利用料金 1食当たり400円

(6) 通話式インターホン給付事業

- ① 事業内容 在宅のひとり暮らしの高齢者の孤独感の解消と安否確認のため、隣の方の協力を得て両方のお宅を結ぶインターホンを設置します。
- ② 対象者 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ③ 利用料金 無料
- ④ その他 申請時に協力者（1人）の了解を得ておく必要があります。

(7) ショートステイ事業

- ① 事業内容 在宅のひとり暮らしの高齢者等を一時的に養護老人ホーム等での宿泊により、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図ります。
- ② 対象者 おおむね65歳以上で、原則として介護保険法に基づく要介護認定で「非該当」となった次に掲げるひとり暮らしの高齢者等で、制限事項に該当しない方
ア 基本的な生活習慣が欠如している方
イ 体調不良に陥り、在宅生活が一時的に困難となった方
<制限事項>
ア 精神障がいによる問題行動等があり、又は伝染性疾患があるため、

他の利用者に害を及ぼす恐れがあるとき

イ 医療を受ける必要があると認められるとき

③ 利用期間 原則として7日以内。ただし、やむを得ない理由がある場合、必要最小限の範囲で延長ができます。

④ 利用料金 1日当たり381円（サービスにかかる経費の1割 食事代は自己負担）

※ 上記のサービスは、介護保険法に基づく要介護認定で「非該当」となった方が対象です。介護保険で受けられるショートステイについては、13ページをご覧ください。

（8）日常生活用具給付等事業

① 事業内容 要援護高齢者及びひとり暮らしの高齢者に対して、介護保険給付対象外の福祉用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

② 用具の種目及び対象者

区分	用具の種目	対象者	性能
給付	火災警報器	虚弱高齢者のみの世帯又は寝たきり若しくは認知症の高齢者を虚弱な者が介護している世帯	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの
	自動消火器	虚弱高齢者のみの世帯又は寝たきり若しくは認知症の高齢者を虚弱な者が介護している世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火剤を噴出し、初期火災を消火できるもの
	電磁調理器	心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な高齢者のみの世帯	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用できるもの
貸与	高齢者福祉電話	経済的な理由等により電話を設置できない高齢者のみの世帯	加入電話（電話器使用料、通話料金等は自己負担となります。）

※ 対象者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯（単給世帯を含む。）又は当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯。

③ その他 申請時に市県民税の課税証明書が必要です。

（9）耐震用具給付事業

① 事業内容 地震時における事故を防ぐため高齢者等の居間等に設置する耐震用具を給付します。

② 対象者 ア おおむね65歳以上の在宅寝たきり、認知症高齢者がいる世帯

イ 85歳以上の高齢者がいる世帯

ウ 身体障害者手帳2級程度以上等の在宅重度心身障害者（児）のい

- る世帯
- ③ 給付個数 5組以内

(10) 紙おむつ支給事業

- ① 事業内容 おおむね65歳以上で、常時紙おむつを使用している方を介護している家族の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつを支給します。
- ② 対象者 おおむね65歳以上、本人非課税で次のいずれかに該当する方
- ア 介護保険法に基づく要介護認定で「要介護3」以上に認定され、在宅で常時おむつを必要とする方
- イ 「要介護2」以上の重度の認知症高齢者で、在宅で常時おむつを必要とする方
- ウ 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている在宅重度心身障害者で、常時おむつを必要とする方
- エ 疾病等により尿意感覚がない在宅者で、常時おむつを必要とする方
- ③ 支給枚数 ア フラットタイプ又は尿取りパッドタイプは、対象者1人につき、1か月200枚以内（種類により支給枚数が異なります。）
- イ テープ止めタイプ又はパンツタイプは、対象者1人につき、1か月90枚以内（種類により支給枚数が異なります。）

(11) 介護手当支給事業

- ① 事業内容 在宅で、寝たきりや重度認知症の高齢者を常時介護されている方に手当を支給します。
- ② 対象者 65歳以上で、介護保険法に基づく要介護認定で「要介護3」以上に認定された寝たきりの方で、その状態が6か月以上続いている高齢者を在宅で常時介護されている方
- また、「要介護2」以上で、重度認知症の状態が6か月以上続いている高齢者を在宅で常時介護されている方
- ③ 手当の額 月額6,000円、毎年9月及び3月に口座に振り込みます。

(12) 緊急通報体制整備事業

- ① 事業内容 急病や事故、災害が発生したとき、緊急ボタンやペンダントボタンを押すことで、登録した市役所及び協力者（2人）に順次通報できる機器

を貸与します。

- ② 対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、
 - ア 重度の障がいのある方
 - イ 緊急の対応が必要な疾患をお持ちの方
- ③ その他 申請時に協力者（2人）の了解を得ておく必要があります。

（13）住宅改造助成費事業

- ① 事業内容 在宅の要介護高齢者及び重度身体障害者がいる世帯に、住宅改造に必要な経費を助成します。
- ② 対象者 生計中心者の前年の課税所得金額が330万円以下であって、次のいずれかに該当する方のいる世帯
 - ア おおむね65歳以上であって、介護保険の要介護認定で要介護又は要支援の認定を受けている方
 - イ 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級又は2級で、日常生活を営むのに支障がある方
- ③ 助成金交付額 1世帯当たり、600,000円と対象経費から介護保険又は地域生活支援事業により支給される住宅改修費の対象経費を控除した額のいずれか低い方の額の1/3以内とする（助成限度額200,000円）
- ④ その他
 - ア 申請時に①見積書の写し②改造箇所の図面・写真③生計中心者の前年課税所得金額がわかる書類④住宅改造承認書（借家、借間の場合）が必要です。
 - イ 改造工事開始後の申請はできません。
 - ウ 介護保険サービス対象者については、住宅改修費の支給の対象工事のうち支給限度額を超えることにより介護保険対象経費とならない部分の経費のみが対象となります。

（14）老人保護措置事業

- ① 事業内容 虚弱高齢者等を養護老人ホーム等で養護します。
- ② 対象者 環境上及び経済上の理由により、家庭での生活が困難なおおむね65歳以上の方で、介護保険法に基づく要介護認定が要介護2以下かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている方又は市民税の所得割が非課税となる方
- ③ 負担金 入所者本人の収入及び扶養義務者の税額に応じて定められた額

- ④ その他 申請時に出生時からの戸籍謄本、専用診断書等が必要です。

(15) 福祉バス

- ① 事業内容 市内老人クラブ、社会福祉団体が片道100キロメートル未満の日帰り可能な20名以上の研修、会合を目的として福祉バスを使用できます。
- ② その他 原則、土日、祝祭日、及び年末年始の使用はできません。

(16) 老人クラブ助成事業

- ① 事業内容 老人クラブを通して教養の向上、健康の増進及びレクリエーションのほか、地域社会との交流を図り、老後の生活を健全で豊かなものにするために、老人クラブ連合会と連合会を通じて各単位老人クラブへ助成を行っています。
- ② 出水市老人クラブ連合会の主な行事
- | | |
|-----|-------------|
| 6月 | グラウンド・ゴルフ大会 |
| 10月 | スポーツ大会 |
| 12月 | 老人福祉大会 |
- 広報誌「不老いずみ」年2回発行

問い合わせ先

出水総支部	出水市老人福祉センター内	電話 63-3333
高尾野総支部	高尾野市民交流センター内	電話 82-4850
野田総支部	野田市民交流センター内	電話 84-2066

(17) シルバー人材センター運営事業

- ① 事業内容 高齢者の方の知識、経験及び能力を生かし、働くことを通して生きがいある生活を送っていただくためにシルバー人材センターを設置し、会員として登録いただいた方に仕事の紹介をします。
- ② 会員資格 おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方
- ③ 仕事内容 家事、清掃、除草、植木の手入れ、大工、左官、塗装、施設管理、あて名書き等
- ④ 所在地 出水市平和町72番地 出水市高齢者ふれあいセンター内
(公社) 出水市シルバー人材センター 電話 63-0017

(18) 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業

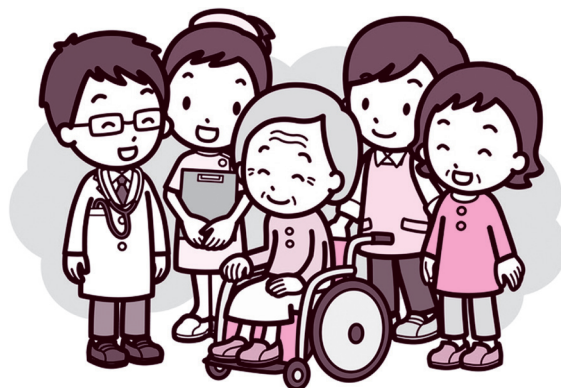
- ① 事業内容 65歳以上の高齢者を含む任意の団体（グループ）が主体的に地域に貢献する互助活動を行った場合に商品券と交換できるポイントを付与します。
 - ② 対象 次の要件の全てを満たす団体
 - ・グループ全員が本市に住所を有すること。
 - ・3人以上の構成員で、その半数以上が高齢者
- ※ 事業に参加するためには委託先である市社会福祉協議会（電話 63-2140）に事前に団体登録申請を行う必要があります。

(19) 高齢者元気度アップ・ポイント事業

- ① 事業内容 高齢者の健康づくりやボランティア等の社会参加活動に対して商品券に交換できるポイントを付与します。
 - ② 対象者 本市に住所を有する65歳以上の方
 - ③ 支援事業 市が主催する健康教室等、サロン活動等
- ※ 事業に参加するためには委託先である市社会福祉協議会（電話 63-2140）に事前に個人登録申請を行う必要があります。

(20) 介護人材確保ポイント事業

- ① 事業内容 介護施設及び学校施設等（登録制）におけるボランティア等の社会参加活動に対して商品券に交換できるポイントを付与します。
 - ② 対象者 本市に住所を有する方
 - ③ 支援事業 介護施設及び学校施設等におけるボランティア活動
- ※ 事業に参加するためには委託先である市社会福祉協議会（電話 63-2140）に事前に個人登録申請を行う必要があります。



2 介護保険サービス

問い合わせ先

本庁	いきいき長寿課	介護保険係	電話	63-4049
高尾野支所		総合市民課	電話	82-5416
野田支所		総合市民課	電話	84-4814
地域包括支援センター			電話	63-4053

(1) 介護保険制度とは

介護保険制度は、加齢により介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいでできるだけ自立した生活を送ることができるよう、介護を社会全体で支える仕組み（社会保険制度）です。市区町村が保険者となって運営し、40歳以上の方は被保険者として加入します。

① 出水市の介護保険の被保険者

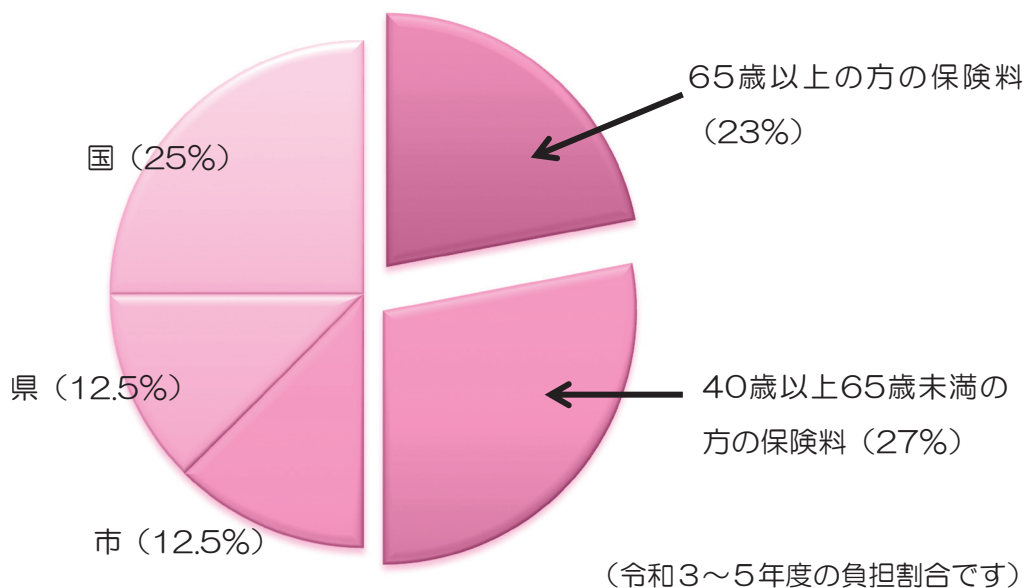
出水市に住所を有する方で

ア 65歳以上の方（第1号被保険者）

イ 40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方（第2号被保険者）

② 介護保険の財源

介護保険を運営するための財源は、65歳以上の方の保険料と、40歳以上65歳未満の方の保険料のほか、国・県・市の拠出金からなっています。



(2) 保険料

① 65歳以上の方（第1号被保険者）

令和3年度から令和5年度までの保険料

段階	区分	対象者	保険料率	月額(円)	年額(円)
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.30	1,860	22,320
第2段階		本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下	0.45	2,790	33,480
第3段階		本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える	0.70	4,340	52,080
第4段階	世帯に市民税課税者があり、本人が市民税非課税	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.90	5,580	66,960
第5段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える	基準額(1.00)	6,200	74,400
第6段階	本人に市民税課税されている	前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	7,440	89,280
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上160万円未満	1.25	7,750	93,000
第8段階		前年の合計所得金額が160万円以上210万円未満	1.30	8,060	96,720
第9段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	9,300	111,600
第10段階		前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.70	10,540	126,480
第11段階		前年の合計所得金額が400万円以上	1.90	11,780	141,360

○ 支払方法

ア 特別徴収

老齢年金・退職年金・遺族年金・障害年金の額が、年額18万円以上の方は、原則として年金からの特別徴収（天引き）となります。

※ 特別徴収になっている方でも、年度途中で被保険者本人や同世帯の方の収入・所得市民税の課税状況について修正があり、保険料が変更になった方は特別徴収が中止され普通徴収に変わる場合があります。また、年金を担保に融資を受けたり、年金の差止めや現況届を提出していない方は普通徴収に変わります。

イ 普通徴収

特別徴収できない方については、普通徴収（口座振替又は納付書によるお支払い。納期は6月～1月）により、介護保険料をお支払いいただきます。

なお、65歳の誕生日を迎えられた方、転入された方は、その時からおおむね

7～8か月経過したあと、特別徴収により介護保険料を納めていただくことになります。

○ □座振替の手続

普通徴収の方で、□座振替を希望される方は、通帳及びその届出印をご持参のうえ、市役所税務課、各支所総務・税グループまたは出水市内の各金融機関でお手続きください。なお、□座振替の開始月は、手続きされた月の翌々月からになります。

② 40歳から64歳までの方の介護保険料の決め方・納め方（第2号被保険者）

40歳から64歳までの方の介護保険料は、加入している医療保険（国保や職場の健康保険）の算定方法により決まります。

保険料は医療保険の一部として納めていただきます。

詳しくは、加入している医療保険者にお問い合わせください。

介護保険料は介護保険の大切な財源です

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者になって保険料を納め、介護が必要となった時に適切なサービスが受けられる制度です。

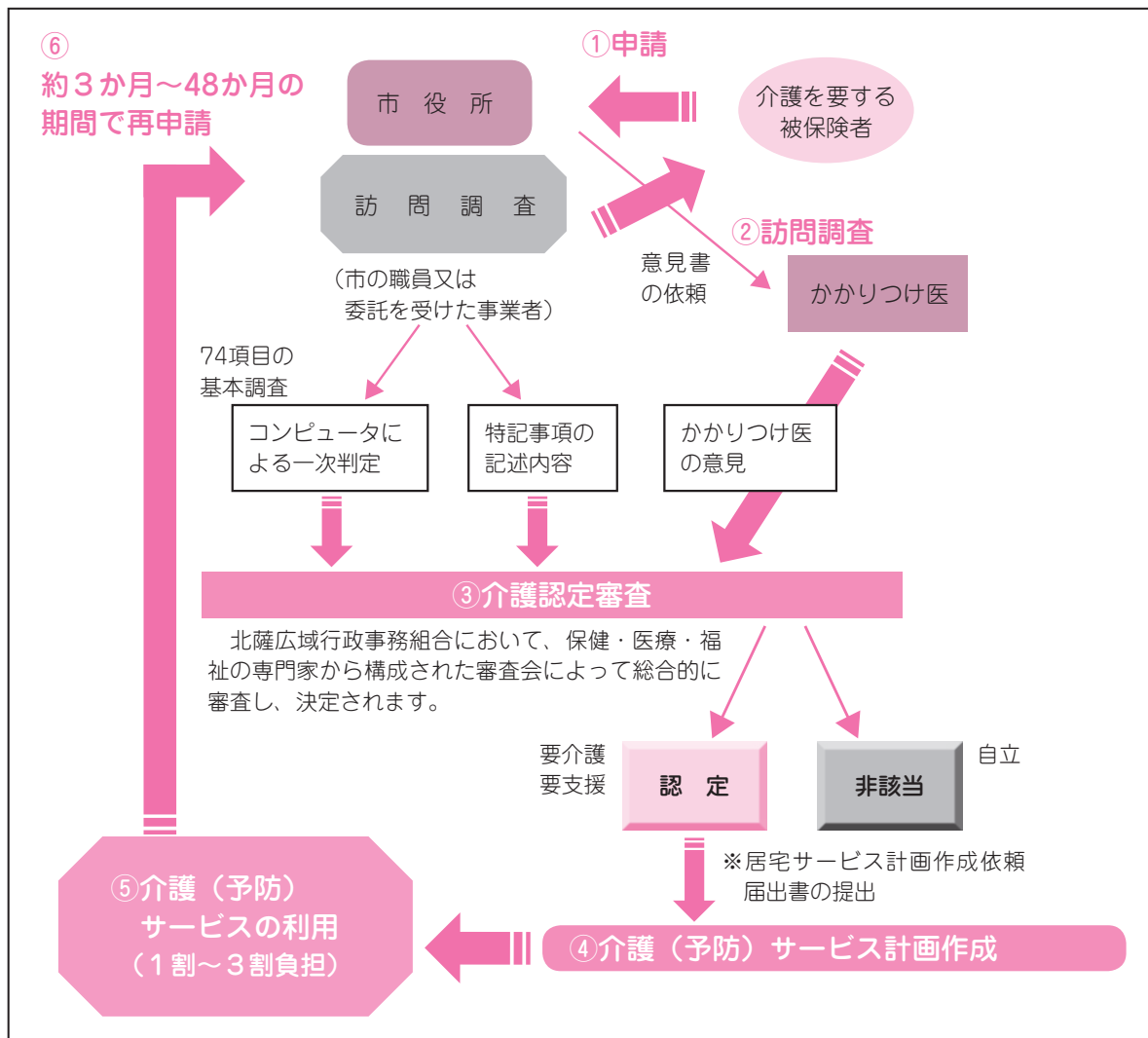
介護保険料は、介護保険サービスや運営を支える大切な財源になっており、みなさんが安心して介護保険サービスを利用していただくために必要なものです。

介護保険料の納付に、ご理解とご協力をお願いします。

（3）申請からサービスを受けるまでの流れ

介護保険で介護サービスを受ける場合は、認定を受ける必要があります。申請をしてから認定の通知までは30日以内となっています。

その流れを簡単に示すと次項の図のようになります。



<p>④ 介護(予防)サービス計画(ケアプラン)の作成 及び</p> <p>⑤ サービスの利用</p>	<p>在宅でのサービスを希望される場合、原則として本人又は家族が居宅介護(予防)支援事業所のケアマネジャー(介護支援専門員)に依頼して、本人の心身の状況や利用希望などに配慮して最も適した介護(予防)サービス計画を作成して、それに基づいてサービスを利用します。</p> <p>また、施設サービスを希望される場合、原則として本人又は家族が直接施設に申し込んで入所、入院します。入所すると施設のケアマネジャーが介護サービス計画を作成し、計画に基づきサービスを利用します。</p>
---	--

※ 40歳以上65歳未満の方で医療保険に加入中の方(第2号被保険者)の認定申請については、初老期認知症、脳血管疾患など老化に伴う国が定めた特定疾病によって介護や支援が必要となった方に限られます。なお、特定疾病の具体的な病名等は以下のとおりです。

○ 特定疾病名

- ア がん(がん末期)
- イ 初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症など)
- ウ 脳血管疾患(脳出血、脳梗塞など)
- エ 筋委縮性側索硬化症
- オ パーキンソン病関連疾患
- カ 脊髄小脳変性症

- キ 多系統委縮症
- ク 糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症・糖尿病性神経障害
- ケ 閉塞性動脈硬化症
- コ 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫・慢性気管支炎・気管支ぜんそく・びまん性汎細気管炎）
- サ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- シ 関節リウマチ
- ス 後縦靭帯骨化症
- セ 脊柱管狭窄症
- ソ 骨折を伴う骨粗鬆症
- タ 早老症（ウェルナー症候群など）



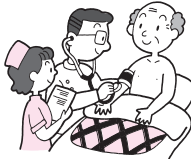



(4) 介護保険サービス

介護保険で受けられるサービスは大きく分けて、要介護1から要介護5と認定された方に対する介護サービスと、要支援1・2と認定された方に対する介護予防サービスに分けられます。

また、サービス類型として、在宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスに分けられます。

在宅サービス

<p>訪問介護（ホームヘルプ）</p> <p>ホームヘルパーや介護福祉士などが家庭を訪問して、食事、入浴、排泄等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。</p> 	<p>訪問入浴介護</p> <p>入浴が困難な寝たきりの方などの家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。</p> 
<p>訪問看護</p> <p>疾患等を抱えている人について、看護師などが家庭を訪問して、かかりつけの医師と連絡をとりながら、療養上の世話や診療の補助を行います。</p> 	<p>居宅管理指導</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。</p> 
<p>通所介護（デイサービス）</p> <p>通所介護施設に通い、食事、入浴などの支援や、日常生活向上のため機能訓練などを日帰りで行います。</p> 	<p>通所リハビリ（デイケア）</p> <p>老人保健施設や医療機関などに通い、食事、入浴などの支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションなどを日帰りで行います。</p> 

※ 訪問介護（ホームヘルプ）では、次のようなサービスは受けることはできませんので、ご理解ください。なお、一定の条件の下、当面の措置としてやむを得ない場合に限り認められることもあります。

① 医療行為（喀痰吸引^{*}、じょく瘡処置など）

※ 必要時は研修を受講した介護職種が医師の指示の下で行う場合は可能

② 日常生活援助以外のサービス（庭の草取り、水やり、ペットの世話など）

③ 同居者がいる日常生活援助（ただし、同居者が障がい等により家事を行なうことが困難である場合を除く）

<p style="text-align: center;">訪問リハビリテーション</p> <p>理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、リハビリテーション（機能訓練）を行います。</p> 	<p style="text-align: center;">短期入所（ショートステイ）</p> <p>家庭で療養するお年寄りなどが、短期間特別養護老人ホームや老人保健施設に宿泊しながら、介護や機能訓練を受けることができます。連続して利用できる日数は最大30日です。</p>
<p style="text-align: center;">福祉用具貸与（レンタル）</p> <p>車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具を借りることができます。</p> <p>①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ予防用具 ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器 ⑧移動用リフト（つり具を除く） ⑨手すり（工事をともなわないもの） ⑩スロープ（工事をともなわないもの） ⑪歩行器 ⑫歩行補助つえ ⑬自動排泄処理装置（要介護4・5のみ）</p> <p>注）①～⑧までの福祉用具は、要支援1、2および要介護1の方は原則利用できません。</p>	<p style="text-align: center;">特定福祉用具購入費の支給 償還払い</p> <p>排泄や入浴時に利用するため、貸与に適さない特定福祉用具を購入する場合、その購入費を支給します。</p>  <p style="text-align: center;">入浴補助用具</p>  <p style="text-align: center;">腰掛便座</p> <p>[種目] ①腰掛便座②自動排尿処理装置の交換可能部品③入浴補助用具④簡易浴槽⑤移動用リフトのつり具</p> <p>注1) 指定された事業所から購入した場合のみ対象となります。 注2) 事前の申請が必要です。</p>
<p style="text-align: center;">特定施設入居者生活介護</p> <p>有料老人ホームなどに入所している方などは、介護保険の介護サービス計画に基づく食事、入浴、排泄の介助や機能訓練、療養上の世話を受けることができます。</p>	<p style="text-align: center;">住宅改修費の支給 償還払い</p> <p>住居の段差を解消したり、廊下や玄関に手すりをつけるなどの改修に対して、限度枠内で支給するサービスです。 注) 事前の申請が必要です。</p> 

※ 「償還払い」とは、一旦、全額をお支払いいただき、後で介護保険負担分をお返しする方法です。

地域密着型サービス

高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援します。

① 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の状態や希望に応じて訪問や泊りのサービスを組み合わせて利用できます。

- ② 地域密着型通所介護
定員が18名以下の小規模な通所介護（デイサービス）です。
- ③ 認知症対応型通所介護
認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護（デイサービス）です。
- ④ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
認知症の方が、少人数で共同生活をしながら介護や機能訓練を受けることができます。
- ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護
定員が29人以下の小規模な老人ホームに入居されている方への介護サービスです。
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
定員が29人以下の小規模な特別養護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所されている方への介護サービスです。

施設サービス

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設	介護療養型医療施設 (2024年3月末で廃止) 介護医療院
食事や排泄などに常時介護が必要で、自宅では介護が受けられない方が入所します。	在宅復帰を目標として、介護及び機能訓練などが必要な方が入所します。	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする方のための医療機関の病床です。
介 護		看 護

※ 老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所できる方は、原則要介護3以上の認定を受けている方に限られます。入所申込については各施設にお問い合わせください。

(5) 利用者負担

介護保険のサービスを利用した時は、原則として要介護度ごとに定められた限度額の枠内で、かかった費用の1割～3割を負担していただきます。負担割合については、所得状

況等に応じて決められ、「介護保険負担割合証」に記載されます。

介護サービスを利用する時は、「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を2枚一緒にサービス事業所や施設にご提出ください。

① 在宅サービス

サービスの利用限度額（1か月）

在宅サービスを利用した時は、利用料の1割～3割を負担していただきます。

なお、要介護度ごとに1か月の利用できる金額に上限が設けられています。限度額（右表）を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

要介護度	利用限度額／月	自己負担 (1割の場合)
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

※ 上記限度額に含まれないサービス

下記サービスは1割～3割負担で使える限度額が個別に設けられています。

サービス名	利用限度額
特定（介護予防）福祉用具購入	10万円（年度間）
居宅介護（介護予防）住宅改修	20万円（同一住宅）
（介護予防）居宅療養管理指導	医師・歯科医師の場合は、1回5,030円 （月2回まで）

② 施設サービス

介護保険施設に入所した場合には、サービス費用の1割～3割、居住費、食費、日常生活費のそれぞれの金額が、利用者の負担となります。

※短期入所サービスの食費と滞在費、通所サービスの食費も全額利用者の負担となります。

$$\text{サービス費用の1割～3割} + \text{★居住費} + \text{★食費} + \text{日常生活費} = \text{自己負担}$$

★ 居住費・食費について

居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用を基に、水準が定められています。

施設の種類の	居 住 費（1日当たり）				食 費 (1日当たり)
	従 来 型 個 室	多 床 室	ユ ニ ッ ト 型 個 室	ユ ニ ッ ト 型 個 室 の 多 床 室	
介護老人福祉施設	1,171円	855円	2,006円	1,668円	1,445円
介護老人保健施設					
介護療養型医療施設 (2024年度末で廃止) 介護医療院	1,668円	377円	2,006円	1,668円	

(6) 利用者負担の軽減

① 高額介護（予防）サービス費

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者自己負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合算額）が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	利用者負担限度額
課税所得690万円以上	世帯：140,100円
課税所得180万円以上690万円未満	世帯：93,000円
上記区分以外の市民税課税世帯	世帯：44,400円
市民税非課税世帯	世帯：24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・ 老齢福祉年金の受給者 	個人：15,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護の受給者 ・ 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 	個人：15,000円 世帯：15,000円

② 高額医療・高額介護合算制度

同じ医療保険の世帯内で、医療保険と介護保険の年間（8月から翌年7月）の利用者負担額を合算し、一定の限度額を超えたときは、申請をすると超えた分が支給されます。

医療と介護の自己負担合算限度額

所得 (基礎控除後の総所得金額)	70歳未満の方
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

所得区分	70歳以上の方	
現役並み 所得者	課税所得690万円以上（Ⅲ）	212万円
	課税所得380万円以上（Ⅱ）	141万円
	課税所得145万円以上（Ⅰ）	67万円
一般（課税世帯）	56万円	
低所得者Ⅱ（市民税非課税世帯）	31万円	
低所得者Ⅰ（市民税非課税世帯）	19万円	

※ 医療保険と介護保険の限度額をそれぞれ適用した後、年間の自己負担額を合算してこの表の限度額を超えたときに対象になります。

③ 特定入所者介護サービス費

施設を利用する際の居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められます（水準額についてはP14～15（5）の利用者負担②施設サービス内の表のとおり）。

しかし、所得の低い方の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費は下表の負担限度額までの自己負担となります。

利用者負担段階の認定要件

利用者負担段階	収入に関する要件	預貯金等試算に関する要件
第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※ 第2号被保険者（65歳未満の方）は段階にかかわらず預貯金等資産要件が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。

※ 市民税が課税されている配偶者（別世帯、内縁関係も含む。）がいる場合には、本人が市民税非課税でも対象となりません（配偶者の所得及び資産等は申請時に申告が必要です）。

※ 預貯金等の資産、合計所得金額及び課税年金収入額に併せて、遺族年金、障害年金といった非課税年金も審査要件となります。

負担限度額（1日当たり）

（ ）内は介護老人福祉施設の料金

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多 床室	従来型 個室	多床室	施設入所者	ショート ステイ 利用者
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

④ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

社会福祉法人が提供する訪問介護、デイサービス、ショートステイ、特別養護老人ホームについても申請していただき、生活困窮者に対して利用者負担額を収入状況により25パーセント又は50パーセント減額しています。

(7) 総合事業サービス

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）として下記サービスがあります。

① 利用できるサービス

事業対象者の利用できるサービス

- ・ 訪問型サービス…ヘルパー派遣（週2回程度まで）
- ・ 通所型サービス…デイサービス（週1回）
- ・ 生活支援配食サービス…在宅への配食サービス
- ・ 一般介護予防事業…介護予防運動教室等への参加
- ・ 理容・美容サービス（詳しくはP21に掲載してあります。）

② 手続きが簡単です

基本チェックリスト※を実施して『事業対象者』となった方は、申請・更新時の手続きが簡単です。

要介護（要支援）認定を受けた方は、一定の期間が来ると、主治医による意見書作成や認定調査員の調査を受け、審査会で審査・判定する認定更新手続きを受ける必要があります（書類審査）。

一方、基本チェックリストを実施して『事業対象者』となった方は、主治医による意見書作成や認定調査員の調査が必要ないため、手続きが簡単です。

③ 必要な時は、要介護（要支援）認定の申請ができます。

『事業対象者』となった後や、総合事業のサービスを利用しはじめた後も、必要な時は、要介護（要支援）認定の申請ができます。

◎ 要介護（要支援）認定を申請する場合の留意事項

身体の状態が悪化したなどの場合には、すぐに地域包括支援センター（または委託先のケアマネジャー）へ相談し、いつでも要介護（要支援）認定の申請ができます。

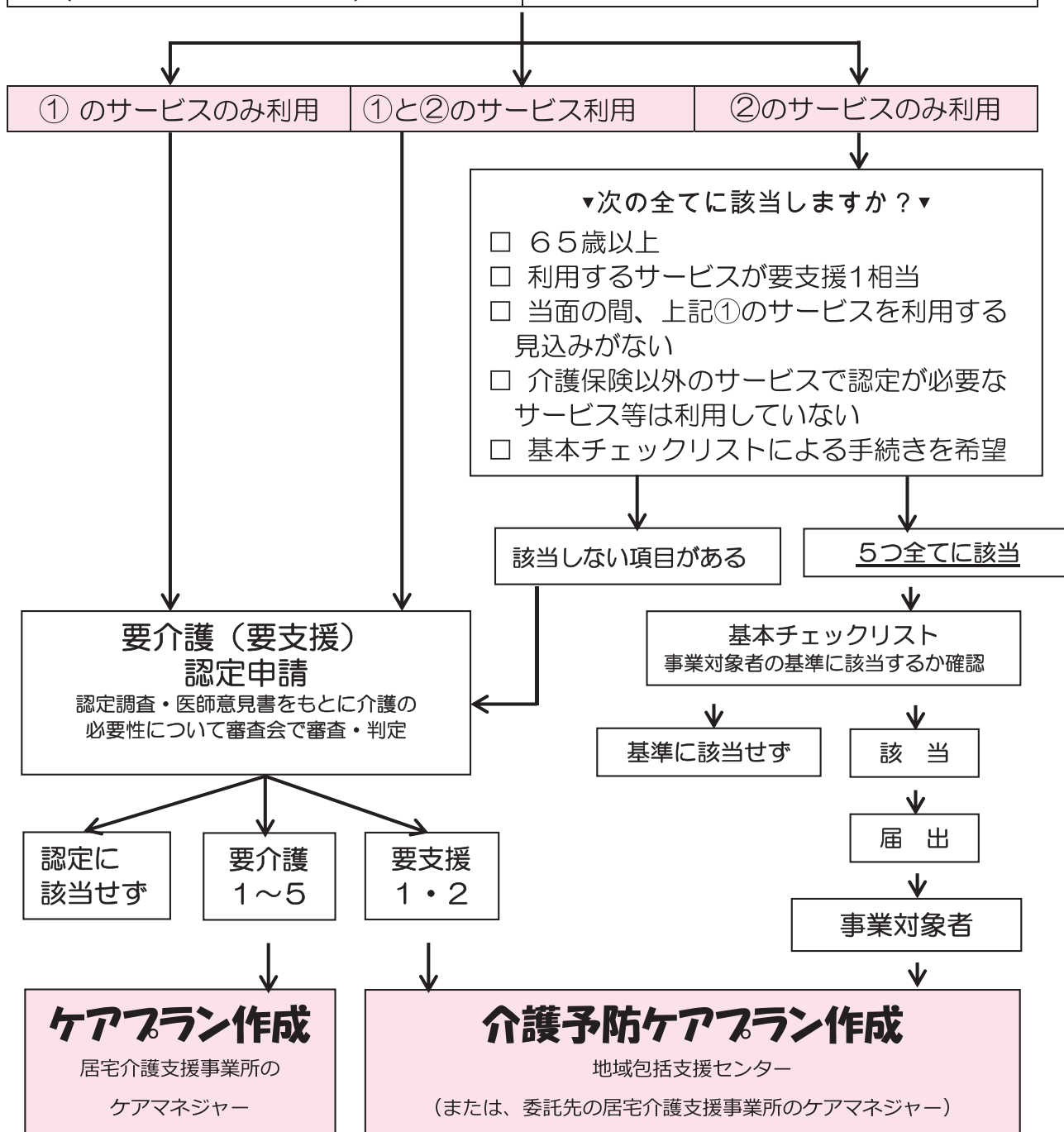
※ 振り分け表は19ページ、基本チェックリストは20ページに掲載しています。

総合事業サービスを新規に希望される方は、※1 基本チェックリストを実施することで事業対象者として総合事業のサービスを利用することができます。

「振り分け表」

必要なサービスを確認しましょう ▼

①介護保険（予防給付）サービス	②総合事業サービス
<input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション（デイケア） <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 福祉用具の貸与 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護・療養介護（ショートステイなど） <input type="checkbox"/> その他の予防給付のサービス（ ）	<input type="checkbox"/> 訪問型サービス（ヘルパー派遣） <input type="checkbox"/> 通所型サービス（デイサービス） <input type="checkbox"/> 生活支援配食サービス <input type="checkbox"/> 一般介護予防事業（介護予防運動教室など） <input type="checkbox"/> その他（ ）



出水市 基本チェックリスト

実施日	年 月 日
氏名	男・女
生年月日	大正・昭和 年 月 日生 (歳)
住所	出水市
電話番号	
記入者 (本人以外)	続柄

No	質問項目	回答		各欄の ○の数
		※いずれかに○を お付けください		
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	いいえ	はい	
10	転倒に対する不安は大きいですか	いいえ	はい	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	いいえ	はい	
12	BMIが18.5未満である ※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m) 身長 cm 体重 kg (BMI=)	いいえ (18.5以上)	はい (18.5未満)	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	いいえ	はい	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	いいえ	はい	
15	口の渇きが気になりますか	いいえ	はい	
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	いいえ	はい	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	いいえ	はい	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	いいえ	はい	
番号1～20までの各欄の○の合計数				
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	いいえ	はい	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	いいえ	はい	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	いいえ	はい	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	いいえ	はい	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	いいえ	はい	
				実施者

※市町村記入欄

該当項目													
1		2		3		4		5		6		7	
										確認者		確認日	
事業対象者 (該当 / 非該当)													

(8) 理容・美容サービス

- ① 事業内容 在宅の寝たきりの高齢者の家庭に理容業者又は美容業者を派遣し、理髪サービスまたは美容サービスです。
- ② 対象者 要介護3～5と認定された方又は要介護2で認知症・寝たきりの在宅の方で、理容店又は美容室で、理髪・整髪が困難な方
- ③ サービス
ア 理髪サービス…理容業者が散髪などを行います。
イ 美容サービス…美容業者が容姿を整えるために整髪を行います。
(パーマ、洗髪は含みません)
- ④ 利用券交付枚数
6月15日 までの申請者 4枚
9月15日 〃 3枚
翌年 12月15日 〃 2枚
翌年 3月15日 〃 1枚
} 属する年度の3月31日まで有効
- ⑤ 費用 利用者世帯の市民税課税状況及び前年分の所得額に応じた利用負担があります。

(9) 家族介護者交流事業

- ① 事業内容 要介護1～5の要介護者を在宅で介護している介護者を対象に、介護から一時的に離れ、リフレッシュしていただくために、介護者同士の交流会を開催します。
- ② 対象者 要介護1～5の要介護者を介護している介護者
- ③ 参加料 無料

(10) 徘徊高齢者対策事業

- ① 事業内容 徘徊する認知症高齢者を抱える家族等が、安心して介護できる環境を整備し、徘徊している高齢者を早期に発見できる機能を有する機器（徘徊探知機）の購入費用等を助成します。
- ② 対象者 おおむね65歳以上で認知症徘徊がみられる在宅高齢者で、本市に介護者も住所を有する方で、主治医意見書又は認定調査で認知症自立度がⅢa以上の方、もしくは専門医による診断で認知症と認められた方
- ③ 助成額 1万円を上限として、器具購入代金及び加入手数料又は登録手数料
- ④ 申請に必要なもの 申請書、業者との契約書の写し、領収書

3 保健サービス

問い合わせ先

健康増進課（出水保健センター）電話 63-2148

(1) 健康ファイルの交付

40歳以上の市民を対象に、健康診査の結果を記録し、健康管理に役立つ「健康ファイル」を交付しています。

特定健康診査・がん検診の結果や医療機関で指導されたこと又は体の調子が悪いときのことなどを記録しておき、日常の健康管理に役立てたり、受診時などの参考にしていただくものです。

(2) からだ♡こころの健康相談

検診等の結果の見方やお口の健康に関して、また生活習慣病予防や健康管理のため、血圧測定や検尿、体脂肪測定、塩分摂取量測定（早朝尿による）、みそ汁塩分濃度測定を行い、随時相談に応じます。

また、カウンセラーによるこころの相談会（こころの喫茶店）を実施しています。1人50分の予約制の個別相談です。相談日は、ホームページ、同報無線等によりお知らせします。

(3) 健診・検診

生活習慣病の予防と病気の早期発見、早期治療（対処）のために、特定健診・長寿健診・各種がん検診・歯周疾患検診・肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診を実施しています。

	対象者	検査内容	自己負担額
特定健診 【問合せ先】 市民生活課	40～74歳 国民健康保険加入者	問診、血圧、検尿、身体計測、 血液検査	40～69歳 1,000円 (個別健診※1： 1,500円) 70～74歳 500円 (個別健診※1： 700円)
長寿健診 【問合せ先】 市民生活課	75歳以上 後期高齢者医療制度加入者		無料
肺がん検診	40歳以上	胸部X線 喀痰細胞診（対象者）	X線 100円 喀痰 600円 (節目年齢※2：無料)
胃がん検診		胃X線（バリウム）検査	900円（節目年齢：無料）
大腸がん検診		便潜血反応検査	400円（節目年齢：無料）
腹部超音波検診		肝臓・胆のう・腎臓・ すい臓・ひ臓の超音波検査	1,700円（節目年齢：無料）

前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査（PSA）	800円（節目年齢：無料）
肝炎ウイルス検診	40歳以上	血液検査（HBV、HCV）	無料（未検査の方）
子宮頸がん検診	20歳以上	子宮頸部の細胞診	700円（節目年齢：無料）
乳がん検診【マンモグラフィ検査】	40歳以上	40代：2方向 50代以上：1方向 ※病院検診は2方向	40代：1,400円 50代以上：1,000円 ※病院検診は一律1,400円 （節目年齢：無料）
乳がん検診【超音波検査】	30～59歳 ※40歳以上はマンモグラフィ検査必須	超音波検査	1,700円（全年齢一律）
骨粗しょう症検診	41、46、51、56、61、66、71歳	超音波法	対象者 400円 対象者以外 860～1,000円程度
歯周病検診	41歳、51歳、61歳～66歳、71歳の方	歯周病、むし歯、口腔内疾患検査、口腔機能検査（61歳以上）	無料

- ※1 個別健診は、特定健診(集団)未受診者に受診票をお送りし病院で受けていただく健診です。
- ※2 節目年齢とは、各年度末現在で41・46・51・56・61・66・71歳の方です。
- 各けんしんの自己負担金は、令和3年度現在のものです。今後変更になる可能性があります。

（4）介護予防のための地区組織活動支援

老人クラブやサロン事業等自主活動をされているグループへ、要望により健康相談や健康教育等実施し、組織活動の支援を行います。

（5）訪問指導

保健師等が家庭を訪問し、生活習慣病などの疾病予防と介護予防のためのアドバイスをを行うとともに、保健・医療・福祉の各サービスの調整を行っています。

（6）健康教育

- ① こころの健康づくり講演会
こころの健康づくりのために、精神科医師、臨床心理士等による講演会を開催します。
- ② 生活習慣病予防教室
生活習慣病を予防するために、運動の実践、栄養の講話を通して日常生活改善を目的として、随時、出前講座を受け付けています。事前に保健センターへお問い合わせください。
- ③ 個別健康教育（禁煙）
禁煙に取り組みたい方を対象に、3か月間個別的に相談を行い、禁煙の継続を目的として実施します。

4 医療サービス

問い合わせ先

本庁 市民生活課 健康保険係

電話 63-4041

高尾野支所 総合市民課 電話 82-5416

野田支所 総合市民課 電話 84-4813

(1) 後期高齢者医療制度

① 対象となる方

鹿児島県内にお住まいの方

- ・ 75歳以上の方
- ・ 65歳から74歳で一定の障がいがあることにより広域連合の認定を受けた方

② 対象となる日

75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度の対象になります。

また、一定の障がいのある65歳から74歳の方は、広域連合の認定を受けた日から後期高齢者医療制度の対象になります。

これから75歳の誕生日を迎える方につきましては、生活保護受給者の方を除き、誕生日前日までに保険証（後期高齢者医療被保険者証）を交付します。（申請の手続きは必要ありません）

③ 障害認定の程度

65歳から74歳の方で、次の障がいの程度に該当する場合、証明書類を添えて市担当窓口申請することにより、後期高齢者医療の被保険者になることができます。

証明書類	障害の程度
身体障害者手帳	1級、2級、3級、4級の一部*
国民年金（障害年金）証書	1級、2級
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級
療育手帳	A1、A2

※ 該当する障がいの程度につきましては、市担当窓口へお問い合わせください。

④ 障害認定を取り下げるとき

65歳から74歳の方で一定の障がいのある方が認定を受け後期高齢者医療の被保険者となった場合、その方は75歳になるまでは保険料や給付などについて十分考慮のうえ、いつでも認定を取り下げることができます。取り下げるときは、市担当窓口で手続きをしてください。

※ 日付をさかのぼっての取り下げはできません。なお、就職等により社会保険等に

加入する場合は、あらかじめ障害認定を取り下げる必要があります。

⑤ お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときは、保険証を医療機関等の窓口へ提出してください。
医療機関等での窓口負担は、原則1割負担となります。

ただし、現役並み所得者*のいる世帯については、3割負担となります。

※ 現役並み所得者とは

住民税の課税所得が145万円以上の方

ただし、下記の要件に該当する場合は申請により、窓口負担割合が3割負担から1割負担に変更となりますので、収入金額を確認できる書類（確定申告書の写しなど）、保険証をお持ちになり、市担当窓口へ申請してください。

● 同一世帯に被保険者が1人の場合

被保険者本人の収入額が383万円未満の方

● 同一世帯に被保険者が2人以上の場合

被保険者全員の収入の合計額が520万円未満の方

● 同一世帯に70歳から74歳の方と被保険者が1人の場合

70歳から74歳の方と被保険者の収入の合計額が520万円未満の方

⑥ 入院時の食事代

入院したときの食事代として〔表1〕の金額の自己負担が必要です。

〔表1〕入院時の食費の標準負担額

区 分		1食あたりの食費
①現役並み所得者及び一般（②、③以外の方）		460円※
②低所得者Ⅱ	90日以内の入院（過去12か月の入院日数）	210円
	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	160円
③低所得者Ⅰ		100円

※ 国が指定する難病患者等の負担は260円となります。

低所得者Ⅱ… 世帯全員が市民税非課税である方

低所得者Ⅰ… 世帯全員が市民税非課税であって、世帯の所得が一定基準額以下*の方と高齢福祉年金受給者（例）年金収入のみの場合80万円以下

○ 70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方についても、同様となります。

被用者保険（社会保険等）の方につきましては、それぞれの保険者（保険証の発行元）へお問い合わせください。

⑦ 療養病床に入院したとき

療養病床に入院した場合は、〔表2〕の食費と居住費の自己負担が必要です。

[表2] 入院時の食費と居住費の標準負担額

区 分		1食あたりの食費	1日あたりの居住費
①現役並み所得者及び一般 (②、③以外の方)		460円*	370円
②低所得者Ⅱ		210円	370円
③低所得者Ⅰ		130円	370円
	老齢福祉年金受給者	100円	0円

※ 保険医療機関の施設基準などにより、420円の場合もあります。

○ 70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方についても、同様になります。

被用者保険（社会保険等）の方につきましては、それぞれの保険者（保険証の発行元）へお問い合わせください。

⑧ 医療費が高額になったとき

1か月の医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた場合、申請すると超えた分が高額療養費として支給されます。

入院・外来の際に、現役並み所得者（Ⅰ）または（Ⅱ）の方は、「後期高齢者医療限度額適用認定証」、低所得者Ⅰ、Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担限度額認定証」を医療機関の窓口にて提示していただくと、保険適用分の医療費の自己負担が限度額までとなりますので、あらかじめ市町村の担当窓口にて申請してください。

[表3] 75歳の誕生日以外における通常の自己負担限度額（月額）（平成30年8月から）

区 分		自己負担限度額	
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
①現役並み所得者	課税所得 690万円以上（Ⅲ）	252,600円＋1%※ ¹ (140,100円) ※ ²	
	課税所得 380万円以上（Ⅱ）	167,400円＋1%※ ³ (93,000円) ※ ²	
	課税所得 145万円以上（Ⅰ）	80,100円＋1%※ ⁴ (44,400円) ※ ²	
②一般（①、③、④以外の方）		18,000円	57,600円
③低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
④低所得者Ⅰ			15,000円

※ 1…＋1%は医療費が842,000円を超えた場合、超えた金額の1%を加算する。

※ 2…（ ）内の金額は、過去12か月間に4回以上高額療養費の支給があった場合に4回目から適用される金額。

※ 3…＋1%は医療費が558,000円を超えた場合、超えた金額の1%を加算する。

※ 4…＋1%は医療費が267,000円を超えた場合、超えた金額の1%を加算する。

75歳の誕生日（1日が誕生日の方は除きます）は、それ以前の医療保険と後期高齢者医療制度の自己負担限度額が、それぞれ2分の1となります。

同じ都道府県内の市町村間で住所を異動した月は、異動前と異動後の限度額がそれぞれ2分の1となります。

○ 70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方についても、同様になります。

被用者保険（社会保険等）の方につきましては、それぞれの保険者（保険証の発行元）へお問い合わせください。

⑨ 高額介護合算療養費制度について

同一世帯で後期高齢者医療と介護保険の両方を利用することで、自己負担額が著しく高額になる場合に、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、16ページ記載の医療と介護の自己負担合算限度額（毎年8月から翌年7月までの期間で計算）を超えた場合、申請に基づき超えた分が支給されます。

被用者保険（社会保険等）の方につきましては、それぞれの保険者（保険証の発行元）へお問い合わせください。

⑩ 特定疾病について

厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病・人工透析が必要な慢性腎不全など）の方の自己負担額は、月額10,000円までとなります。

ただし、「後期高齢者医療特定疾病療養受療証」を医療機関等の窓口に表示する必要がありますので、医師の証明書を添えて市担当窓口申請してください。

○ 国民健康保険被保険者の方についても同様に「国民健康保険特定疾病療養受療証」が必要になります。

被用者保険（社会保険等）の方につきましては、それぞれの保険者（保険証の発行元）へお問い合わせください。

⑪ 医療費の払い戻しが受けられるとき

次のような場合は、かかった医療費の全額をいったん支払うこととなりますが、後日申請により自己負担額を除いた額の払い戻しを受けることができます。

- 旅行中などで保険証を持っていかなかったとき
 - 保険医の同意を得て、鍼、灸、マッサージなどの施術を受けたとき
 - 保険医が治療上必要と認めたコルセットなどの医療用装具を購入したとき
- 国民健康保険被保険者の方についても同様になります。

◇ このような時は必ず手続きを！

- 他市町村から転入したとき
- 他市町村へ転出するとき
- 住所を変更したとき
- 保険証を紛失したとき
- 障害認定を受けるとき
- 障害認定を取り下げるとき
- 交通事故等で受傷して保険証を使って受診したとき
- 死亡したとき（葬祭費などの申請が必要です。）など

届出の際は、保険証、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）をご持参ください。

（２）長寿健診（健康診査）

「長寿健診」は後期高齢者医療被保険者を対象に、糖尿病や高血圧疾患などの生活習慣病の早期発見・早期治療を目的として、集団健診及び出水郡内の健診実施医療機関で個別健診を行なうものです。すでに、生活習慣病で治療中の方は、主治医と相談しながら治療を継続していただき、健康維持に努めてください。

（３）特定健診

「特定健診」は国民健康保険被保険者で40歳以上75歳未満の方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病の予防を目的として、集団健診及び出水郡内の健診実施医療機関で個別健診を行なうものです。

なお、生活習慣病などで定期的に医療機関を受診されている方については、通院中の医療機関からの治療データの情報提供も実施しています。

（４）はり・きゅう施術料助成

国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療の被保険者の方を対象に、1人に対し、1日1回、年度内（4月1日から翌年の3月31日まで）40回を限度に受療券を交付します。（1回の申請で20回を限度に交付しますので、年2回まで申請できます。）

ただし、年度途中に国民健康保険から後期高齢者医療に加入された方は、国民健康保険と後期高齢者医療とを合わせて40回の交付となります。

また、助成額は1回当たり900円です。

（５）高齢受給者証

70歳になると、自己負担割合や自己負担限度額が変更になり、所得や収入に応じて医療機関での窓口負担割合は、2割（一般、低所得者）または3割（現役並み所得者）となります。

自己負担割合が変更になるのは、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の方についてはその月）からです。

なお、国民健康保険被保険者の方で対象となる方には、高齢受給者証を兼ねた保険証を新たに交付します。

5 相 談

(1) 高齢者訪問員設置事業

事業内容 高齢者訪問員がひとり暮らしの高齢者宅や高齢者のみの世帯を随時訪問して、高齢者の不安の解消及び福祉に関する情報の提供、各種相談等を行います。

※ 現在、いきいき長寿課高齢者支援係、高尾野支所総合市民課及び野田支所総合市民課に訪問員を設置しています。

(2) 地域見守りネットワーク支援事業

事業内容 各地区（自治会単位）から選出されたアドバイザーを中心とするグループの組織化に支援を行い、寝たきりやひとり暮らしの高齢者等の家庭を定期的又は必要に応じて訪問し、安否確認等のための声かけ、世間話、身の上相談等を通じた在宅福祉のニーズの掘り起こし等の促進を図っています。

(3) 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人に、成年後見人などの援助者を選任し、本人を保護・支援する制度です。この制度を利用するには、家庭裁判所への申し立てが必要です。申立人は四親等以内の親族などですが、身寄りがいないなどの理由により申し立てる人がいない場合は、市長が申し立てることができます。

また、将来、判断能力がおとろえた場合にそなえて、あらかじめサポートする人（任意後見受任者）を決めておく「任意後見制度」もあります。

※ 市役所以外にも次の相談窓口があります。

鹿児島家庭裁判所（川内支部）

電話 0996—22—2154

任意後見制度については、川内公証人役場

電話 0996—22—5448

(4) 心配ごと相談

出水市社会福祉協議会に心配ごと相談所を設置し、市民の方の日常生活上の心配ごと相談に応じます。

毎週木曜日（第3木曜日は弁護士等により専門的な相談に対応します。）

相談料は無料。

(1)～(4)の問い合わせ先

本庁	いきいき長寿課	高齢者支援係	電話	63-4046
高尾野支所	総合市民課		電話	82-2399
野田支所	総合市民課		電話	84-2078

(5) 食生活改善推進員

市民の食生活を中心とした健康づくり（栄養、運動、休養のバランスのとれた生活習慣）の正しい知識及び実践の普及定着を支援しています。

(6) 保健推進員

各自治会単位におおむね1名の保健推進員がいます。市民が健康で明るい生活を営むため、地域における健康問題の発見に努め、その問題解決を図ったり、各種予防活動への協力などを行っています。

(5)～(6)の問い合わせ先

出水保健センター 電話 63-2143・2148

(7) 消費生活相談

消費者被害の相談や暮らしに役立つ情報提供などの消費生活に関する様々なトラブル解決のお手伝いをします。

- ① 相談日 月～金曜日（祝日を除く）
8：30～17：00（12：00から13：00までを除く）
- ② 相談場所 本庁生活環境課内
※ 高尾野支所、野田支所での来所相談は、事前にお電話ください。
- ③ 相談内容 悪質商法による被害
多重債務等の債務整理
訪問、通信販売トラブル
その他消費生活全般に関する相談など

(7)の問い合わせ先

出水市消費生活センター 電話 63-6203

6 介護予防

問い合わせ先

地域包括支援センター 電話 63-4053

(1) 介護予防対象者把握事業

出水市では、要介護状態になるおそれの高い高齢者を「介護予防対象者」と位置づけ、介護予防事業への参加を呼びかけています。

基本チェックリスト（20ページ参照）を受けることで、「介護予防対象者」に該当するかチェックすることができます。自分の様子を確認するためにもご活用ください。

(2) 介護予防教室・相談

地域の自治会、こけん塾、高齢者クラブ、サロン等に出向いて、介護予防・フレイル予防、認知症予防について等、年齢を重ねてもいきいき過ごせるよう介護予防教室を開催します。

(3) とびだせ広がれ笑顔塾

地域の中でサロン活動や見守り活動など取り組んでみたい方を対象に介護予防、地域包括ケアなどについて学んでいただく教室を開催します。

(4) 出水こけん塾

「出水こけん塾」とは、週1回歩いて通える場所で地域のみなさんたちで運営する「ころばん体操」（筋力アップ体操）を取り入れた介護予防教室のことです。立上げ支援や継続支援を行っています。「ころばん」とは、方言で「ころばないぞ」という意味です。

(5) ねおらんど体操

「夢のつづき（作詞：岡田哲也、作曲：南こうせつ）」の歌に合わせて、出水市で考案した介護予防体操です。

「ねおらんど」とは、方言で「寝込まないぞ」という意味です。

(6) 認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、「認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を見守る応援者」になってもらい、自分の出来る範囲で活動していただく方です。

「認知症」になっても、「最後まで自分らしくありたい、尊厳を持って暮らしたい」と誰もが望んでいます。認知症の方が尊厳を持って最後まで自分らしい生活ができ、安心して暮らしていける街づくりを目指し、認知症サポーター養成講座を行っています。

※ (2) 介護予防教室・相談 (4) 出水こけん塾 (5) ねおらんど体操 (6) 認知症サポーター養成講座については、地域でのサロンや老人クラブ、各種団体、友人グループ等での申し込みができます。詳しくは、地域包括支援センターまでお問い合わせください。

(7) 認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関や地域資源などにつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行います。医療・介護等の連携強化等による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

(8) 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートを行います。

(9) あたまの健康チェック

あたまの健康状態がわかる、対話式の記憶力チェック検査です。あたまの健康は、加齢だけでなく生活習慣病、生活習慣が大きく関わってきます。自分の生活課題に気づき、あたまの健康維持に取り組めるよう一緒に考えます。

検査は、40歳以上の方であれば誰でも受けることができます。

※ 認知症かどうかを判定する検査ではありません。

(10) 資料

出水市認知症ケアガイドライン

認知症ケアガイドラインって？

認知症の人や家族を支える取組みやサービスを整理し、生活する上で様々な支障が出てきた時に、その状況に合わせて、いつ、どこで、どのような支援やサービスを受けることができるかを標準的に示しています。

ぜひ「認知症ケアガイドライン」をご活用ください。

目 次

- 1 自分でできる認知症の気づきチェックリスト……………34
- 2 認知症の経過とサービスや支援の早見表……………35～36
- 3 医療機関一覧（もの忘れ相談）……………37
（「もの忘れの相談ができる医師」名簿 鹿児島県ホームページから参照）
- 4 介護保険外サービスについて……………38～39
- 5 高齢者の権利擁護について……………40
- 6 相談機関一覧……………41

「自分でできる認知症の気づき チェックリスト」をやってみましょう!

自分でできる
認知症の気づきチェックリスト

最もあてはまるところに○をつけてください。

	まったくない 1点	ときどきある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点
チェック 1 財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか				
チェック 2 5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか				
チェック 3 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などのもの忘れがあるとされますか				
チェック 4 今日が何月何日かわからないときがありますか				
チェック 5 言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか				

※このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。

認知症の診断には医療機関での受診が必要です。

※身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。



「ひょっとして認知症かな?」

気になり始めたら自分でチェックしてみましょう。

※ご家族や身近な方がチェックすることもできます。

チェック 6 貯金のお出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか		問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	できない 4点
チェック 7 一人で買い物に行けますか		問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	できない 4点
チェック 8 バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか		問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	できない 4点
チェック 9 自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか		問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	できない 4点
チェック 10 電話番号を調べて、電話をかけることができますか		問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	できない 4点

チェックしたら、①から⑩の合計を計算 ▶ 合計点 点

20点以上の場合、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。

お近くの医療機関や相談機関に相談してみましょう。

出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課「知って安心認知症」(平成30年12月発行) 無断転載禁止

認知症の経過（経過は一例です。状態や様子は人によって変わります。）とサービスや支援の早見表

認知症の進行度	日常生活が自立している～ 「認知症かも？」と気づきの時期	見守りや手助けがあれば 自立した生活ができる時期
この時期の様子	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中で活動することができる ○お金の管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している ○物忘れがしばしばみられ、新しいことを覚えにくいことがある ○いくつかの作業を同時にすると時間がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の活動に参加したり、つながりをもつことでいきいきと暮らすことができる ○着替え、入浴、トイレなど身の回りのことは自分でできる ○財布や鍵などの物を置いた場所を忘れて、約束や予定を忘れることが頻繁にある ○同じ物を何度も買って、それが頻繁にみられる ○買い物や事務、金銭管理、服薬管理にミスがみられる
あなたへ	<ul style="list-style-type: none"> ○いつもと違うと感じたり、困ったことや不安なことは一人で悩まずに相談しよう ○安心して相談できる相談先や信頼できる医師を見つけよう ○これからの暮らしについて身近な人と話す機会をもとう ○自分にできる役割をもっておこう 	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの生活や趣味、人付き合いを続けよう ○積極的に社会参加し、地域の中に味方を増やそう
家族や周囲の方へ	<ul style="list-style-type: none"> ○不安な思いや困りごとを相談しよう ○本人が病院受診に前向きでない場合は家族だけでも相談窓口で相談しよう ○本人に役割をもってもらい、続けられるようにしよう ○色々な場所に出て行くように働きかけたり、一緒に外出してみよう 	<ul style="list-style-type: none"> ○接し方や声かけのコツなどを理解しよう ○介護のことや生活のことで困ったことがあれば相談しよう ○これからの暮らしについて本人と一緒に考えよう ○利用可能な制度やサービスを知っておこう ○本人も「何かがおかしい」と感じています。本人の気持ちを理解して接してみよう
サービスや支援	相談したい	地域包括支援センター・在宅介護支援センター・医師
	医療機関を探したい	かかりつけ医・専門医（認知症サポート医・かかりつけ歯科医・認知症初期集中支援チーム
	自宅での暮らしを続けたい	配食サービス・福祉タクシー・シルバー人材センター・訪問介護（ホームヘルプサービス）・訪問福祉 高齢者訪問員・緊急通報装置・自治会
	施設を利用したい	通所介護（デイサービス）・短期入所生活 軽費老人ホーム・有料老人ホーム・介護老人保健施設・介護老人福祉施設（特別養護老人
	交流したい	介護予防教室・老人クラブ・サロン・出水こけん塾・地域の自主オレンジカフェ
	家族が相談・学び・ほっとできる場所	地域包括支援センター・家族会・介護認知症サポ-
	自分のことは自分で決めたい	地域包括成年後見制度・福祉

手助けや介護があると安心な時期	常に介護が必要な時期
<ul style="list-style-type: none"> ○周りのサポートがあると、安心して過ごすことができる ○自分のいる場所がわからなくなることが増え、帰れなくなることがある ○季節にあった服を選ぶことが難しくなる ○着替え、入浴、トイレ等がうまくできなくなることがある 	<ul style="list-style-type: none"> ○会話や場面を理解することが難しくなるが、周囲の温かいサポートがあれば安心して過ごすことができる ○家族や人の認識が難しくなる ○服の着方や物の使い方がわからなかったり、トイレなどがうまくできなくなり、常に介助が必要になる ○症状が進むと、横になり寝ていることが多くなる
<ul style="list-style-type: none"> ○病気の進行をゆるやかにするためにも定期的な受診と服薬が大切です ○規則正しい生活を心がけよう ○できないところ、困っているところは介護保険サービスなどを利用して今までの生活を続けよう ○戸惑ったり、不安に感じることもあるかもしれませんが、安心して相談できる理解者や見守ってくれる人を増やそう 	<ul style="list-style-type: none"> ○手助けや介護が必要になる場面が増えますが、支援を受けることで安定した生活を送ることができます ○認知症以外の疾患で体調を崩すこともあります。体調面、栄養面のサポートもしっかり整えよう
<ul style="list-style-type: none"> ○認知症になってもすべてのことができなくなるわけではありません。本人のできることを生かしながらさりげなく手助けしよう ○家族だけで抱え込まず、早めに相談したり、周りのサポートをもらうようにしましょう ○負担の軽減に向けて制度・サービスなどを上手に取り入れよう ○介護者のストレス解消や健康管理をしよう 	<ul style="list-style-type: none"> ○スキンシップや表情、しぐさから本人の気持ちをくみ取るように心がけよう ○医療や介護の専門職と連携をとろう ○状態が変化したり、サービスが合わなくなったときは、その都度、サービスを変更しよう
(かかりつけ医・物忘れ相談医・認知症サポート医)	
ケアマネジャー・介護事業所等	
認知症疾患医療センター)	
かかりつけ薬局	

訪問介護（介護保険外）・暮らしサポートセンター	
型サービス・紙おむつ等の支給・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導	
用具貸与・特定福祉用具購入・居宅介護住宅改修	
活動（見守り活動等）・在宅介護支援センター	
認知症対応型通所介護・通所リハビリテーション（デイケア）・地域密着型通所介護	
介護（ショートステイ）・短期入所療養介護（医療ショートステイ）	
サービス付高齢者住宅・ケアハウス	
ホーム）・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・地域密着型特定施設入所者生活介護・介護医療院	
グループ	
（認知症カフェ）	
在宅介護支援センター	
者交流会	
ター養成講座	
支援センター	
サービス利用支援制度	

「もの忘れの相談ができる医師」名簿
【出水 保健医療圏】 阿久根市, 出水市, 出水郡 (長島町)

令和3年5月28日現在

No	医師氏名	医療機関名	医療機関所在地	電話番号
1	今村 草	いまむらクリニック	阿久根市塩鶴町2丁目123	0996-73-1700
2	山田 和彦	山田クリニック	阿久根市本町63番地	0996-72-0420
3	北國 敏	北国医院	阿久根市本町184番地	0996-72-0016
4	高野 卓二	鶴見医院	阿久根市鶴見町119	0996-73-0553
5	門松 民夫	門松医院	阿久根市鶴見町203番地	0996-64-6100
6	古郷 米次郎	内山病院	阿久根市高松町22番地	0996-73-1551
7	林 干城	林胃腸科外科	阿久根市大丸町86	0996-73-3639
8	黒木 康文	黒木医院	阿久根市脇本7043-1	0996-75-0200
9	松元 寛仁	脇本病院	阿久根市脇本9093番地2	0996-75-2121
10	上野 助義	脇本病院	阿久根市脇本9093番地2	0996-75-2121
11	新富 義候	三慶医院	出水市上鯖淵1966番地	0996-63-2333
12	吉田 二郎	よした泌尿器科クリニック	出水市黄金町427-1	0996-63-7800
13	下園 勇人	しもぞのクリニック	出水市五万石町802	0996-63-8300
14	塚里 孝和	つかさとクリニック	出水市下知識町1518番地1	0996-67-5560
15	若林 友	荘記念病院	出水市高尾野町下水流862番地1	0996-82-3113
16	西脇 知永	荘記念病院	出水市高尾野町下水流862番地1	0996-82-3113
17	桂 倫子	荘記念病院	出水市高尾野町下水流862番地1	0996-82-3113
18	今村 圭介	出水病院	出水市麓町29-1	0996-62-0419
19	鹿井 博文	出水病院	出水市麓町29-1	0996-62-0419
20	東 保徳	東医院	出水市六月田町360番地	0996-67-1861
21	楠元 孝幸	楠元内科医院	出水市平和町224	0996-62-8600
22	楠元 孝明	楠元内科医院	出水市平和町224	0996-62-8600
23	山本 正昭	さくら通りクリニック	出水市平和町228	0996-62-2311
24	内村 忍	野田診療所	出水市野田町上名6103番地	0996-84-2023
25	来仙 隆洋	来仙医院	出水市野田町下名6909	0996-84-2005
26	辺本 文平	長島町国民健康保険鷹巣診療所	出水郡長島町鷹巣1814	0996-86-0054
27	三角 芳文	長島町国民健康保険平尾診療所	出水郡長島町平尾134番地	0996-88-2595

出水市 介護保険外サービスについて

(令和3年7月1日現在)

* 介護保険、高齢者福祉制度を利用したサービス提供事業所は P48～P53をご参照ください。

(注) ご利用の際は各事業所に直接お問い合わせください。内容が変更になる場合があります。

○ 配食サービス

事業所	電話番号	備考
Aコープ西出水店	64-1550	夕食のみ 土・日曜日・年末年始休 東出水・出水・西出水・高尾野地区のみ
Aコープ野田店	84-2700	夕食のみ 土・日曜日休 高尾野・野田地区のみ
かふえごはん屋	62-1931	昼食・夕食(13時まで配達) 年中無休(祝祭日は要相談) 市内全域ただし遠方は不可
もりもり	090-1876-2658	昼食・夕食 木・日曜日・年末年始休 大川内除く市内全域
ユアサイド(有)まつや	67-1154	昼食・夕食 年中無休 市内全域
ゆめ屋	79-3411	昼食・夕食 年中無休 市内全域

○ 訪問介護

事業所	電話番号	備考
JA鹿児島いずみ指定訪問介護事業所	82-0021	自社サービス利用者のみ
出水市社会福祉協議会 高尾野支所訪問介護事業所	82-4850	自社サービス利用者のみ
出水市社会福祉協議会訪問介護事業所	63-2140	自社サービス利用者のみ
コミュニティケアいずみ野田サテライト	84-3806	自社サービス利用者のみ
ニチケアセンター出水	63-5803	
ニチケアセンター五万石	63-4549	
ふくしサービスセンター 愛ちゃん	63-6776	
ヘルパーステーションコミュニティケアいずみ	79-4841	自社サービス利用者のみ
訪問介護 はる風	79-3572	

○ 通所サービス

事業所	電話番号	備考
介護支援セカンドライフ LIFE 合同会社	68-1621	
デイサービス 彩加里	64-2130	
デイサービス はる風	63-7886	
デイサービス さくら草	63-5305	自社サービス利用者のみ
デイサービスセンター 鶴寿会たかおの	82-5200	自社サービス利用者のみ

デイサービスセンター リハシップあい	67-0819	
デイサービスセンターリハシップあい西出水	68-6810	
デイサービスセンター リハシップあい西出水「ムーブ」	68-6810	
陽だまりの家	67-2185	自社サービス利用者のみ
有限会社 さくらケアサービス	64-8041	自社サービス利用者のみ

○ サービス付高齢者向け住宅

事業所	定員	電話番号	入所対象
オリーブ	21	63-8008	自立～要介護5
彩加里	28	82-1210	自立～要介護5
さくら彩	30	82-1686	自立～要介護5
野田の郷 天神	16	79-3022	自立～要介護2
はる風	26	79-3573	要支援1～要介護5
ひなたぼっこ	21	84-3806	自立～要介護5

○ 住宅型有料老人ホーム等

事業所	定員	電話番号	入所対象
JA 鹿児島 いずみ	15	82-0090	自立～要介護2
介護付有料老人ホームいずみ シニア向けマンション	6	67-1015	自立～要介護3
ケアプロ 21 いずみ	30	63-5301	自立～要介護5
こもれびの家	9	79-3686	要支援1～要介護5
シェアハウス Touch (タッチ)	5	67-1015	自立～要支援2
パプリカ	12	63-8008	要支援1～要介護5
陽だまりの家	7	67-2185	要介護1～5
ラ・メール	28	68-1451	要支援1～要介護5

○ 軽費老人ホーム

事業所	定員	電話番号	入所対象
軽費老人ホーム 鶴水園	50	67-1010	自立または介護保険サービスを受けながら生活できる人
ケアハウス 鶴水園	20	67-3801	自立～
ケアハウス 虹の家	14	67-1111	自立～要介護2

高齢者の権利擁護について

○ 成年後見制度とは …

認知症などにより判断能力が十分でない方は、不動産や預貯金などの財産管理や介護サービスの利用契約、遺産相続の協議などを行う必要がある場合に、自分ひとりでは難しかったり、内容が分からないまま不利な契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあったりすることも考えられます。このような方を保護・支援するのが成年後見制度です。

本人や配偶者、または4親等以内の親族が家庭裁判所に申し立てることにより、後见人・保佐人・補助人が選任され、その方が本人の利益を考えながら、代理で契約などの法律行為全般を行います。

詳しくは地域包括支援センターにご相談ください。

成年後見制の申し立てを行うための手続きや書類等については、お近くの家庭裁判所の窓口にお問い合わせください。

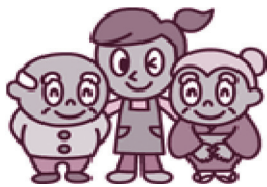
○ 日常生活自立支援事業とは …

認知症などにより判断能力が十分でない方が、地域で自立した生活を送れるよう援助する事業です。

援助内容としては、生活支援員が介護などの各種サービスの情報提供や利用支援、年金の受取りや公共料金の支払いなどの日常的な金銭管理、書類等（権利書、預金通帳）の預かりなどを行います。

都道府県の社会福祉協議会が実施主体ですが、本市では出水市社会福祉協議会が窓口になっています。





ご存知ですか？ 認知症のこと

あなたの悩みや不安・・・

かかえこまず、まずは気軽に相談を。



出水市地域包括支援センター（出水市いきいき長寿課内）

介護保険法で定められた全国に約4,000か所ある相談センター。地域の専門家と連携を取りながら、総合的な支援を行います。

出水市緑町1番3号（直通） 63-4053

【出水地区】

在宅介護支援センター

- ・ 出水地区センター（ニューライフいずみ内） 63-2810
- ・ 東出水センター（太田原住宅自治公民館内） 63-4581
- ・ 米ノ津センター（出水総合医療センター内） 67-4822

認知症対応型共同生活介護

- ・ グループホーム ひまわり（汐見町93番地） 67-3161
- ・ グループホーム 三郎の家（住吉町6番18号） 65-7740
- ・ グループホーム やまぶき（上鯖淵48番地1） 63-4178
- ・ グループホーム 美楽居（平和町347番地） 63-8000
- ・ グループホーム みさき（荘850番地3） 64-2780
- ・ グループホーム 希望の家（六月田町361番地） 64-8802
- ・ グループホーム 奏庵（平和町236番地） 62-8186
- ・ グループホーム あゆみ（荘981番地1） 82-5511

【高尾野地区】

認知症対応型共同生活介護

- ・ グループホームいこい
（高尾野町大久保1432番地1）
82-5537

【野田地区】

在宅介護支援センター 野田の郷

- ・（特別養護老人ホーム野田の郷内）
84-2998

認知症対応型共同生活介護

- ・ グループホーム 野菊
（野田町下名7026番地2）
64-9222

その他居宅介護支援事業所でも相談を受付けます。

7 障がい福祉サービス

問い合わせ先

本庁 福祉課 障害福祉係	電話	63-4045
高尾野支所 総合市民課	電話	82-5416
野田支所 総合市民課	電話	84-4814

障がい福祉サービスには様々なサービスがありますが、主に高齢の方に関係があるサービス等について紹介します。詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

(1) 各手帳について

各種の福祉サービスを利用するために必要なもので、県知事が交付します。

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。
障がいの程度により1級から6級に認定されます。

【対象者】

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、上下肢、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、肝臓機能などで永続する障がいのある方

療育手帳

知的障がいのある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。
障がいの程度によりA1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に認定されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。
障がいの程度により1級から3級に認定されます。

【対象者】

統合失調症、そううつ病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病及びその他の精神疾患のすべてと発達障がい、高次脳機能障がい対象となります。

(2) 医療費に関する制度

更生医療（18歳以上）

18歳以上の身体障害者手帳所持者で、医療により障がいを軽減又は機能の維持が保たれるなどの効果が期待でき、身体障害者更生相談所の判定の結果、必要と認められた

方に対し、必要な医療の給付を行います。

【主な医療内容】

人工透析、人工関節手術、心臓手術、肝臓移植術後の抗免疫療法など

【負担費用】 原則1割負担（所得に応じて自己負担上限／月額があります）

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患の治療のために継続的な通院治療を受けている方に対し、医療費の一部を公費で負担します。

【負担費用】 原則1割負担（所得に応じて自己負担上限／月額があります）

重度心身障害者医療費助成

病院などで受診したときの医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。

ただし、入院時の食費・居住費負担（標準負担額）、予防接種等は、自己負担となります。

【対象者】 身体障害者手帳1・2級の方

身体障害者手帳3級であり、かつ、療育手帳B1の方

療育手帳A1・A2の方

療育手帳B1で知能指数が35以下と判定された方

(3) 公共交通機関・公共料金などの割引・助成

身体障害者手帳等の所持者や介護者は、手帳の提示などにより次のものについて割引等を受けられる場合があります。

手帳に記載されている種別（第1種・第2種）などにより割引率や条件などで違いがあります。

詳しくは、それぞれの交通機関等へお問い合わせください。

JR 運賃（JR九州 62-0123）

肥薩おれんじ鉄道（63-6860）

その他の交通機関運賃（バス・タクシー・国内航空）

NHK 放送受信料の減免

次の事項に該当する方は、NHK放送受信料（BSも含む）の全額免除又は半額免除を受けることができます。

全額免除	半額免除
障害者手帳をお持ちで同じ家に住んでいる方全員が市民税非課税の場合	視覚・聴覚がい者が世帯主で受信契約者の場合 身体障害者手帳（1級又は2級）、療育手帳（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合

タクシー利用料助成（市単独事業）

在宅の方で、次にあげる対象の重度の心身障がい者が、外出のためにタクシーを利用する場合に、年間6,000円分（500円×12枚）を限度として、タクシー利用券を交付します。

【対象者】 身体障害者手帳1・2級の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方
療育手帳A1・A2の方

車イスの貸出

福祉課では、旅行やその他一時的に車イスが必要となる場合に、車イスの貸し出しを行っています。貸与期間の目安は一月以内です。

（4）自動車に関する制度

自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

手帳所持者で一定の要件（障がいの部位や等級により対象が異なります）に該当する場合、自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免が受けられます。

【対象となる車】

障がいのある方が運転する車

生計同一者又は常時介護者が専ら障がい者の通院・通学・通所・生業のために利用する車

有料道路の割引

身体障害者手帳又は重度の療育手帳所持者は、有料道路料金の割引（50%）があります。割引を受けるためには事前に登録が必要です。

【対象者】

- ・身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する場合
- ・手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第1種」と記載されている身体障害者手帳所持者又はA1・A2の療育手帳所持者が乗車し、その移動のため介助者が運転する場合

鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）

公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・高齢者・難病患者・妊産婦・けが人のうち歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度です。県への申請となります。

※ 障がいの部位・等級により対象が異なりますので、詳しくは福祉課までお問い合わせください。

(5) 特別障害者手当

20歳以上で、身体又は精神に著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に手当を支給します。

(所得制限等の要件があります。)

手当額 27,350円／月額（年4回に分けて支給）

【対象者】

次の①から⑦の障害が2つ以上あるか、それと同程度以上の状態の方

①	両眼の視力の和が0.04以下のもの
②	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
③	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
④	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
⑤	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
⑥	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑦	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※ 同程度以上の状態は様々な要件がありますので、詳しくは福祉課へお問い合わせください。

(6) 用具等の給付

補装具費支給事業

日常生活を容易にするため、身体の不自由な部分を補う装具（用具）の交付又は修理費の一部を公費で負担します。交付を希望される方は、事前に相談してください。（自費で購入した場合は、対象となりません。）

【対象者】

身体障害者手帳所持者又は難病患者

【装具の種類】

障がいの等級・部位により対象となる補装具が異なります。

視覚障がい者安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすなどがあります。

※ 介護保険対象者で介護保険対象種目の給付を受けることができる方は、介護保険が優先となります。

【負担費用】 原則1割負担（所得に応じて自己負担上限／月額があります）

日常生活用具

重度障がい者の日常生活の利便を図るために、日常生活用具を給付又は貸与します。交付を希望される方は、事前に相談してください。（自費で購入した場合は、対象となりません。）

【対象者】

在宅で障がいのある方又は難病等の方で、各用具等の「障がい及び程度」に該当する方

【日常生活用品の種類】

障がいの等級及び程度等により対象となる用具が異なります。

- ・介護・訓練支援用具（特殊寝台・特殊マットなど）
- ・自立生活支援用具（入浴補助用具・歩行支援用具・頭部保護帽など）
- ・在宅療養等支援用具（ネブライザー・電気式たん吸引器など）
- ・情報・意思疎通支援用具（視覚障がい者用時計・点字器など）
- ・排泄管理支援用具（ストマ用装具・紙おむつなど）
- ・住宅改修事業（手すり・段差解消・洋式便器への取替えなど）

※ 介護保険対象者で介護保険対象種目の給付を受けることができる方は、介護保険が優先となります。

【負担費用】 原則1割負担（所得に応じて自己負担上限／月額があります）

（7）障害福祉サービス

障がいのある方が、在宅や施設において介護や訓練が必要となる場合に利用できるサービスです。

介護給付サービスなどサービスの種類によっては、障害支援区分（心身の状況を表す区分で介護の必要度を定めるもの）の認定を受けなければ利用できないサービスがあります。

まずは福祉課や相談支援事業所に相談し、サービスに関する情報提供を受けたあと、利用したいサービスを申請します。

なお、介護保険で同様のサービスを利用できる方は、介護保険が優先となります。

【対象者】

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者のうち厚生労働大臣が認める程度の者

【負担費用】 原則1割負担（所得に応じて自己負担上限額／月額があります）

【サービス等の種類】

① 障害福祉サービス・介護給付

居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。
	家事援助	自宅で、調理、洗濯、掃除等の家事等を行います。
重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを行います。	
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、障害者支援施設等に短期間入所し、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の支援を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
生活介護	障害者支援施設等において、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	

② 障害福祉サービス・訓練等給付

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	機能訓練	身体障がい者に対し、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	生活訓練	知的障がい者又は精神障がい者に対し、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がい者又は精神障がい者に、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する相談、支援等を行います。	
就労継続支援 (A・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は雇用契約等に基づくなど、一般企業に近い働き方となります。	
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援A型・B型を利用して一般就労された方の就労の継続を図るため、企業、医療機関等との連絡調整や、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行います。	
自立生活援助	障害支援施設若しくは共同生活援助又は精神科病院に入院していた方が、居宅における自立した日常生活を営むために定期的な巡回、訪問、相談対応等を行い、状況を把握し、必要な情報の提供、助言、相談や関係機関との連絡調整等を行います。	
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で夜間や休日において、相談や日常生活上の援助を行います。	

資料 市内介護保険サービス提供事業所一覧

令和3年7月1日現在

居宅サービス事業所

●居宅介護支援

事業所名	所在地	電話番号
居宅介護支援事業所 出水の里	境町1822番地	67-5623
出水市社会福祉協議会 米ノ津居宅介護支援事業所	明神町520番地	67-4822
有限会社 さくらケアサービス	福ノ江町758番地	65-7501
鶴寿会 居宅介護支援事業所	汐見町94番地	65-7765
ニチイケアセンター 出水	昭和町17番22号	63-5804
出水市社会福祉協議会 東出水居宅介護支援事業所	上鯖淵1368番地	63-4581
コミュニティケア いずみ	上鯖淵1475番地3	79-4839
三慶医院・居宅介護支援事業所	上鯖淵1966番地	63-2334
介護サポート たみたん	上鯖淵2221番地2	79-4013
居宅介護支援事業所 ポエム	中央町907番地	68-1450
レストケア出水在宅医療センター (レストケア出水ケアプランセンター)	上知識町806番地	63-1100
株式会社 ティー・シー・エス 居宅介護支援事業所	西出水町1411番地3	63-5303
ラ・フォンテ 指定居宅介護支援事業所	五万石町802番地	63-7523
居宅介護支援 はる風	大野原町742番地	79-3563
ケアプランセンター リハシップあい 出水	大野原町1078番地2	68-1115
出水市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	平和町97番地	63-5036
ニューライフいずみ 居宅介護支援事業所	平和町336番地1	63-2810
出水市社会福祉協議会 高尾野支所 居宅介護支援事業所	高尾野町大久保600番地2	82-4515
J A 鹿児島いずみ 指定居宅介護支援事業所	高尾野町下水流890番地	82-0045
ファースト・ケア 居宅介護支援事業所	高尾野町下水流993番地1	82-5587
高尾野介護相談センター げんき	高尾野町下水流2247番地7	64-2085
在宅介護支援センター 野田の郷	野田町下名4975番地2	84-2998

通所系サービス事業所

●通所介護（デイサービス）☆…地域密着型サービス事業所

事業所名		所在地	電話番号
デイサービスセンター	リハシップあい	米ノ津町429番地	67-0819
デイサービスセンター	出水の里	境町1822番地	67-1087
陽だまりの家	☆	下鯖町2867番地	67-2185
有限会社	さくらケアサービス	☆ 福ノ江町758番地	64-8041
介護支援セカンドライフ LIFE 合同会社		福ノ江町1226番地	68-1621
鶴寿園	デイサービスセンター	汐見町93番地	67-3890
ニチイケアセンター	出水	昭和町17番22号	63-7673
三慶医院・デイサービス		上鯖洲1966番地	63-2334
ひなたの家	☆	上鯖洲2215番地	79-3685
デイサービスセンター	ポエム	中央町907番地	68-1450
デイサービス	さくら草	知識町681番地	63-5305
レストケア出水在宅医療センター (レストケア出水 デイ・イブニングセンター 癒)		上知識町806番地	63-1900
デイサービスセンター	和	五万石町261番地	62-2417
デイサービス	はる風	大野原町742番地	63-7886
デイサービスセンター	リハシップあい西出水	大野原町1078番地2	68-6810
デイサービス	コミュニティケアいずみ	☆ 上大川内3681番地	68-2880
デイサービスセンター	鶴寿会たかおの	高尾野町大久保600番地	82-5200
J A 鹿児島いずみ 指定通所介護事業所		高尾野町下水流890番地	82-0056
デイサービス	つどい	☆ 高尾野町下水流993番地1	82-5530
げんきリハサービス		高尾野町下水流2247番地7	64-2085
デイサービス	彩加里	☆ 高尾野下水流2280番地3	64-2130
デイサービスセンター	野田の郷	野田町下名4975番地2	090-8769-9538

●認知症対応型通所介護（デイサービス）☆…地域密着型サービス事業所

事業所名		所在地	電話番号
デイサービスセンター	出水の里（さつき）	☆ 境町1822番地	67-3802
デイサービス希望		☆ 六月田町361番地	64-8801
鶴寿園デイサービスセンター	こすもす	☆ 汐見町93番地	67-3172
デイサービス	いこい	☆ 高尾野町大久保1432番地1	82-5537

●療養通所介護（デイサービス）☆…地域密着型サービス事業所

事業所名		所在地	電話番号
レストケア出水在宅医療センター (レストケア出水デイ・ホスピスセンター 凜・蘭)	☆	上知識町806番地	63-1100

●通所リハビリ（デイケア）

事業所名		所在地	電話番号
東医院		六月田町360番地	79-3395
ラ・フォンテいずみ		五万石町281番地	62-7005
三慶医院		上鯖淵1966番地	080-2775-7179
ユニット型老健 グランアージュ		平和町236番地	62-8186
吉井中央病院		平和町336番地	62-3111
ニューライフいずみ		平和町336番地1	63-8000

訪問系サービス事業所

●訪問介護

事業所名		所在地	電話番号
介護ステーション 出水の里		境町1822番地	67-3081
鶴寿会 訪問介護ステーション		汐見町86番地	67-4136
ふくしサービスセンター 愛ちゃん		緑町24番25号	63-6776
ニチイケアセンター 出水		昭和町17番22号	63-5803
ヘルパーステーション コミュニティケアいずみ		上鯖淵1475番地3	79-4841
ニチイケアセンター 五万石		中央町1600番地	63-4549
株式会社ティー・シー・エス 訪問介護事業所		西出水町1411番地3	63-5303
訪問介護 はる風		大野原町742番地	79-3572
出水市社会福祉協議会 訪問介護事業所		平和町97番地	63-7564
出水市社会福祉協議会 高尾野支所 訪問介護事業所		高尾野町大久保600番地2	82-5507
出水地域福祉事業所 オープンハウス「さくらんぼ」		高尾野町大久保555番地2	82-3678
ニチイケアセンター 高尾野		高尾野町大久保639番地1	65-6762
ヘルパーステーション さくら彩		高尾野町柴引3522番地	82-1686
J A 鹿児島いずみ 指定訪問介護事業所		高尾野町下水流890番地	82-0021
ヘルパーステーション いこい		高尾野町下水流993番地1	82-5570
訪問介護 彩加里		高尾野町下水流2280番地3	79-3665
ヘルパーステーション ひなたぼっこ		野田町上名830番地4	84-3806
ビジケアセンター 野田の郷		野田町下名4975番地2	84-2998

●訪問入浴介護

事業所名	所在地	電話番号
出水市社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所	平和町97番地	63-7564

●訪問看護ステーション

事業所名	所在地	電話番号
三慶医院・訪問看護ステーション	上鯖淵1966番地	68-1013
在宅看護センターNicolor	緑町24番地2	68-8310
株式会社やすらぎ訪問看護ステーション	麓町1473番地	68-8899
レストケア出水在宅医療センター (レストケア出水訪問ナースセンター)	上知識町806番地	63-1100
訪問看護ステーションリハシップあい	大野原町1078番地2	68-6811
げんきリハサービス訪問看護ステーション	高尾野町下水流2247番地7	64-2085
医療法人来仙医院	野田町下名6909番地	84-2005
訪問看護ステーション かけはし	野田町下名6322番地5	79-4118
訪問看護ステーション コミュニティケアいずみ	野田町上名830番地4	080-4423-8101

●訪問リハビリ

事業所名	所在地	電話番号
三慶医院・訪問リハビリ	上鯖淵1966番地	63-2333
ユニット型老健グランアージュ	平和町236番地	62-8186
吉井中央病院	平和町336番地	62-3111
ニューライフいずみ	平和町336番地1	63-8000
東医院	六月田町360番地	67-1861
ラ・フォンテいずみ	五万石町281番地	62-7005

●福祉用具貸与・販売

事業所名	所在地	電話番号
有限会社 栞山金物店	西出水町1250番地	62-1101
有限会社 南州メディカル出水店	西出水町1646番地	62-5885
株式会社 太田電機工業所 出水営業所	大野原町304番地	63-1966
介護ショップ 彩	高尾野町柴引1508番地1	79-3822
カクイックスウイング出水サテライト	高尾野町下水流2119番地12	64-2034

短期入所サービス（ショートステイ）事業所

●短期入所生活介護

事業所名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 出水の里	境町1822番地	67-5070
介護付有料老人ホーム いずみ	境町1840番地1	67-1015
特別養護老人ホーム 鶴寿園	汐見町93番地	67-3161
特別養護老人ホーム 鶴寿会たかおの	高尾野町大久保600番地	82-1071
特別養護老人ホーム 野田の郷	野田町下名4975番地2	84-2904

●短期入所療養介護

事業所名	所在地	電話番号
ラ・フォンテいずみ	五万石町281番地	62-7005
ユニット型老健グランアージュ	平和町236番地	62-8186
ニューライフいずみ	平和町336番地1	63-8000

施設サービス事業所

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）☆…地域密着型サービス事業所

事業所名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 出水の里	境町1822番地	67-5070
特別養護老人ホーム 出水の里ユニット	☆ 境町1822番地	67-5070
特別養護老人ホーム 鶴寿園	汐見町93番地	67-3161
特別養護老人ホーム 鶴寿会たかおの	高尾野町大久保600番地	82-1071
特別養護老人ホーム 野田の郷	野田町下名4975番地2	84-2904
特別養護老人ホーム 野田の郷（ユニット型）	野田町下名4979番地2	84-2904

●介護老人保健施設

事業所名	所在地	電話番号
ラ・フォンテいずみ	五万石町281番地	62-7005
ユニット型老健グランアージュ	平和町236番地	62-8186
ニューライフいずみ	平和町336番地1	63-8000

●介護医療院

事業所名	所在地	電話番号
出水郡医師会立第二病院	高尾野町柴引2574番地	82-5900

●特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）☆…地域密着型サービス事業所

事業所名		所在地	電話番号
介護付有料老人ホーム いずみ	☆	境町1840番地1	67-1015
有料老人ホーム ことぶき		上鯖淵48番地1	63-4183
有料老人ホーム つどい		高尾野町下水流993番地1	82-5577

●特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム）

事業所名		所在地	電話番号
養護老人ホーム 華の家		汐見町86番地	67-4136

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）☆…地域密着型サービス事業所

事業所名		所在地	電話番号
グループホーム 希望の家	☆	六月田町361番地	64-8802
グループホーム ひまわり	☆	汐見町89番地	67-3187
グループホーム 三郎の家	☆	住吉町6番18号	65-7740
グループホーム やまぶき	☆	上鯖淵48番地1	63-4176
グループホーム 奏庵	☆	平和町236番地	62-8186
グループホーム 美楽居	☆	平和町347番地	63-8000
グループホーム みさき	☆	荘850番地3	64-2780
グループホーム あゆみ	☆	荘973番地1	82-5511
グループホーム いこい	☆	高尾野町大久保1432番地1	82-5537
グループホーム 野菊	☆	野田町下名7026番地2	64-9222

●小規模多機能型居宅介護 ☆…地域密着型サービス事業所

事業所名		所在地	電話番号
出水市社会福祉協議会 小規模多機能型居宅介護事業所 暖らん	☆	高尾野町下水流2759番地20	82-1503
小規模多機能ホーム てまり	☆	野田町上名830番地4	84-2021



主な連絡先

氏名	電話・携帯	備考・メモ

発行 令和3年10月

出水市地域包括支援センター
(出水市いきいき長寿課内)